

兵庫県建築物安全安心実施計画 [第7次] 概要

I 計画策定の背景・目的

- 阪神・淡路大震災において施工不良や法令違反が原因とみられる建築物の被害が発生
 - これを教訓に建築基準法が改正（平成10年）
 - 中間検査制度の導入
 - 建築確認・検査の民間開放 等
- 改正法の制度を実効あるものとするため、平成11年に兵庫県建築物安全安心推進協議会を設立し、兵庫県建築物安全安心実施計画を策定
- 以降、計画を随時見直ししながら、協議会として建築物の安全性確保のための取組を推進（これまで第6次計画まで策定）

環境の巻く変化

- ・簡易宿所や寄宿舍等における火災、建築ストックの維持管理不備による重大事故、賃貸共同住宅の界壁等の法定仕様への不適合事案などが発生
 - 建築物の安全性に対する社会的要請の高まり
- ・確認検査業務における指定確認検査機関のシェアが大幅増
 - 特定行政庁の業務・役割の中心が監督行政へと変化

国土交通省の技術的助言を踏まえ、第7次計画を引き続き建築行政マネジメント計画としても位置付け、特定行政庁及び関係機関・関係団体の連携・協力により、建築物の安全性確保を図るための取組を一層推進する。

IV これまでの取組に係る現状と課題

1 完了検査率の維持・向上

完了検査率は飛躍的に上昇し、現在は9割を超える高い水準を保っているが、工事完了後も検査申請手続がなされていないものがある。

2 依然なくならない違反建築物に伴う事件・事故の発生等

違反建築物はいまだ後を絶たず、法令違反の建築物における重大事件・事故が発生しており、法定仕様への不適合事案の続発などの影響により、違反建築物への関心も高まっている。

3 不適切な維持管理の既存建築物への対応

平成28年6月から定期報告制度が強化されたが、報告率の向上が課題である。また、維持管理が不適切な建築物や既存不適格の建築物の法不適合箇所が事故の要因になるため、改修促進を図る必要がある。

4 特定行政庁に一層求められる指導・監督・調整能力

確認検査業務における指定確認検査機関のシェアが高くなって、特定行政庁においては、監督行政の強化が十分とはいえない実態も一部にあり、また、技術力の継承や人材確保も継続的な課題となる中、建築物に関わる多くの関係者に対する指導・監督・調整の役割が一層求められており、中長期的視点で職員の育成等に取り組む必要がある。

5 建築確認手続の円滑化・迅速化

平成26年の建築基準法改正に各機関が適確な対応を行ったことで、審査に要する日数が30日以下で推移しており、今後も手続の円滑化・迅速化を図るため、各機関相互の連携・調整を引き続き行う。

II 計画の実施期間

本計画の実施期間は令和3年度から令和7年度までとする。

V 施策の基本的方向・目標

1 新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が連携し、迅速かつ適確な建築確認審査を実施するとともに、施工段階における違反建築物の発生を防ぐため、必要な取組を行う。

【目標】

- ① 構造計算適合性判定を要する物件について確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値を35日以内とすること。（現状の所要期間の平均値（27日）の維持、更なる短縮に努力）
- ② 完了検査の完全実施

2 違反建築物対策の推進

違反建築物の放置は、社会的にも著しい悪影響を与えることから、法令違反の建築物、昇降機等における事件・事故が多発していることを踏まえ、警察、消防、労働等の関係機関と連携し、違反建築物の是正に向けた取組を強力に推進する。

3 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

建築物の適切な維持管理が重要であることから、定期報告制度の適確な運用を徹底する。また、既存建築物の安全性確保の推進に取り組むとともに、既存不適格建築物の所有者・管理者に対する周知により、その改修及び有効活用に向けた取組の促進を図る。

【目標】

- ③ 定期報告率の向上

4 消費者への適切な対応

県民への建築物に係るきめ細かなサポートが必要であることから、消費者への適切な情報提供、相談対応を行うことができるよう、引き続き体制の充実強化に努める。

5 事故・災害時の迅速かつ適確な対応

建築物等に係る重大事故や自然災害による甚大な被害が発生し、また、南海トラフ地震等の発生切迫性があることなどに鑑み、事故・災害発生時の迅速かつ適確な対応に向けた環境整備に取り組む。

6 計画推進のための環境整備

特定行政庁では、建築物の安全性確保のための指導・監督・調整能力が常に最大限に発揮できるよう、また、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関では、審査等を適確に行えるよう、執行体制の確保・向上に取り組む。各会員が建築関係法令の遵守に係る啓発を行う。さらに、建築確認申請等の電子化を推進する。

III 計画の公表・見直し

- 本計画に掲げた施策・目標を社会に広く周知し、県ホームページで公表する。
- 施策の実施状況や目標の達成状況を毎年度取りまとめ、検証を行い、県ホームページで公表するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。

VI 推進すべき施策

■ 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

■ 工事監理業務の適正化とその徹底

■ 中間検査及び完了検査の徹底

- ・検査申請のない建築物等に係る受検督促
- ・検査未受検率の高い工事監理者等に対する指導監督の強化

■ 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底

- ・確認申請窓口等における定期講習受講、業務報告書提出等についての啓発
- ・建築士又は建築士事務所の開設者に対する懲戒処分公告の実施

■ 特定行政庁と指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関との適切な連携

■ 違反建築物対策の徹底

- ・関係機関・関係部局との連携強化
- ・パトロールの実施による監視強化（抜き打ち的なパトロールの実施）

■ 違法設置エレベーター対策の徹底

- ・違法設置エレベーターへの立入検査、是正指導等の実施

■ 定期報告制度の適確な運用

- ・定期報告書で是正が必要とされた建築物への指導（特に防火避難設備の不備のある建築物は重点的に実施）

■ 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

- ・既存建築ストックの有効活用への支援（空き家・古民家の改修、住宅のバリアフリー化）

■ 消費者への適切な情報提供と相談対応

- ・住宅・建築に関する相談体制の整備と消費生活センターとの連携
- ・住宅改修業者の登録・公表の実施

■ 迅速かつ適確な事故対応

- ・関係機関の連携による情報把握及び事故再発防止対策の実施

■ 迅速かつ適確な災害対応

- ・被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

■ 特定行政庁等の執行体制の確保・向上

- ・職員研修等による人材育成
- ・建築基準適合判定資格者等の有資格者の確保

■ 特定行政庁と関係機関・関係団体との連携等による業務執行体制の強化

- ・「県内特定行政庁等連絡会議」を通じた業務執行体制の強化
- ・建築確認申請等の電子化の推進